

令和7年5月

長門市農業委員会総会議事録

長門市農業委員会

令和7年5月総会議事録

1 日 時 令和7年5月15日（木） 午前9時25分

2 場 所 長門市役所4階会議室

3 付議事件 議 案

- 第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について (3件)
- 第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について (1件)
- 第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について (1件)
- 第4号 農用地利用集積等促進計画の策定について
(一括方式6件・二段階方式4件)

報告事項

- 1 土地現況証明報告（非農地証明） (2件)
- 2 農地法第18条第6項の規定による通知を受理したもの（合意解約）
(4件・農地中間管理事業に係る合意解約1件)
- 3 土地造成届出受理報告 (1件)

4 出席委員（19人：議席順）

- | | | |
|---------------------|------------|------------|
| 1 番 岡藤 英雄 | 2 番 村岡 清美 | 3 番 岡島 史真 |
| 4 番 西村 志おり | 5 番 大田 寛治 | 6 番 河野 八千代 |
| 7 番 中野 晴人 | 8 番 山近 洋祐 | 9 番 末永 恵子 |
| 10 番 高林 司 | 11 番 林 一志 | 12 番 木村 友則 |
| 13 番 名和田 栄治 | 14 番 林 弘幸 | 15 番 大田 裕美 |
| 16 番 木村 正雄 | 17 番 大汐 光晴 | |
| 18 番 深水 一男（会長職務代理者） | | |
| 19 番 大野 耕作（会長） | | |

5 農業委員会事務局職員

- | | |
|--------|-------|
| 事務局長 | 角谷 隆士 |
| 事務局長補佐 | 坂倉 幸三 |
| 書 記 | 秋本 佑美 |

6 会議の概要

議 長
(会長)
挨拶

令和7年5月の総会の開会にあたり、一言ご挨拶を申し上げます。

(挨拶)

議 長

本日の付議事項は、議案4件、報告事項3件でございます。

慎重審議の上、決定をしていただきますようお願いをいたしまして、簡単ではございますが、開会にあたってのご挨拶とさせていただきます。

引き続きまして、4月の総会以降に出席をした行事等について、簡単にご報告をいたします。

(会議等の報告)

議 長

それでは、ただ今から令和7年5月の総会を開会いたします。

在任する委員の総数は19名でございます。本日の出席委員は19名でございます。欠席委員は、おりません。

よって、在任委員の過半数が出席をされていますので、長門市農業委員会会議規則第7条の規定により、本総会は成立をしております。

次に、議事録署名人の指名をさせていただきます。

8番、山近洋祐委員、10番、高林司委員、よろしくお願いをいたします。

議事に入ります。

議案第1号、農地法第3条第1項の規定による許可申請について、を議題といたします。

事務局の説明を、お願いいたします。

事務局長
補佐

それでは、説明をいたします。1ページをご覧ください。

議案第1号、農地法第3条第1項の規定による許可申請について、農地法第3条第1項の規定により、下記農地の申請があったので審議を求める。

令和7年5月15日提出、長門市農業委員会会長、大野耕作。

番号1。

土地の所在、大字●●字●●、地番▲▲番▲、地目は登記簿、現況ともに田、面積は308㎡、ほか1筆。

合計面積は641㎡。

譲受人は、●●▲▲番地▲、●●さん。

譲渡人は、●●市●●▲▲番地▲、●●さん。

権利の種類は、所有権の移転です。

理由としまして、譲受人は、退職を機に実家に帰郷して農地を耕作し、維持管理を続けていきたい。譲渡人は、相続により農地を取得したが、遠

方に居住しており帰省する予定もないので譲受人に託すこととした。

申請地につきましては、「議案位置図等添付資料」1 ページ及び2 ページをご覧ください。●●の南から南東へ約 180m の範囲に位置する農地です。また、3 ページには公図を添付しております。

ここで、農地法第3条第2項各号の農地の権利移動の制限に関する事項について、ご説明いたします。「農地法審査基準」1 ページをご覧ください。

第1号の全部効率利用要件についてですが、耕作要件、農機具の保有状況、農作業に従事する従事者数の状況からみて、農地の全てを効率的に利用できるものと見込まれます。

第2号の農地所有適格法人以外の法人の規定及び第3号の信託要件の規定については、いずれも該当していません。

第4号の農作業従事要件ですが、農作業を行う日数から農作業に常時従事することが判断できます。

第5号の転貸禁止要件については、所有権移転の後、自ら耕作されるものであり、該当はいたしません。

第6号の地域調和要件ですが、今回の権利移動により、周辺農地の農作業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えます。

以上のことから、農地法第3条第2項各号に該当せず、許可要件の全てを満たしていると考えます。

以上です。ご審議の程、よろしくお願いをいたします。

議 長

引き続いて、当地区担当5番、大田委員、補足説明をお願いいたします。

5 番

5番、当地区担当の大田でございます。

3月の現地調査において、農地として活用できると確認した農地で、今後耕作していくとのことから、今回の申請に至ったということです。

この農地は、譲渡人の●●さんが相続されたものですが、県外に居住しており管理ができず、弟の●●さんが定年退職をされて地元へ帰られ、農業をするということになり申請をされたそうです。

現地は草刈等をされており、何ら問題はないと思われまます。

皆様方のご審議のほど、よろしくお願いをいたします。

議 長

事務局、担当委員の説明、意見は以上でございます。

本件について、質問、ご意見のある方は、ご発言をお願いいたします。

(質問、意見なし)

議 長

質問、ご意見もないようでございますので、採決をいたします。

本件を許可することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(挙手多数)

議 長

挙手多数であります。

よって、本件は、許可することに決定をいたしました。

続きまして、番号2について事務局の説明を、お願いいたします。

事務局長
補佐

それでは、説明をいたします。

番号2。

土地の所在、大字●●字●●、地番▲▲番▲、地目は登記簿、現況ともに田、面積は199㎡。

譲受人は、●●▲▲番地▲、●●さん。

譲渡人は、●●▲▲番地、●●さん。

権利の種類は、所有権の移転です。

理由としまして、譲受人は、経営規模拡大のため花卉を栽培する農地を取得することとした。譲渡人は、譲受人の要望に応えることとした。

申請地につきましては、「議案位置図等添付資料」1ページ及び4ページをご覧ください。●●から南西へ約1.2kmに位置する農地です。

また、5ページには公図を添付しております。

ここで、農地法第3条第2項各号の農地の権利移動の制限に関する事項について、ご説明いたします。「農地法審査基準」1ページをご覧ください。

第1号の全部効率利用要件についてですが、耕作要件、農機具の保有状況、農作業に従事する従事者数の状況からみて、農地の全てを効率的に利用できるものと見込まれます。

第2号の農地所有適格法人以外の法人の規定及び第3号の信託要件の規定については、いずれも該当しておりません。

第4号の農作業従事要件ですが、農作業を行う日数から農作業に常時従事することが判断できます。

第5号の転貸禁止要件については、所有権移転の後、自ら耕作されるものであり、該当はいたしません。

第6号の地域調和要件ですが、今回の権利移動により、周辺農地の農作業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えます。

以上のことから、農地法第3条第2項各号に該当せず、許可要件の全てを満たしていると考えます。

以上です。ご審議の程、よろしく願いをいたします。

議 長

引き続いて、当地区担当10番、高林委員、補足説明をお願いいたします。

10 番	10 番、担当の高林です。 5 月 1 日の現地確認は、私は所用で欠席しましたが、後日確認をいたしました。 この議案は、3 月の総会のときに議案第 1 号 2 番で諮られた農地に隣接している農地です。 何も問題はないと思われますので、皆様のご審議をよろしくお願いいたします。
議 長	事務局、担当委員の説明、意見は以上でございます。 本件について、質問、ご意見のある方は、ご発言をお願いいたします。 (質問、意見なし)
議 長	質問、ご意見もないようですので、採決をいたします。 本件を、許可することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。 (挙手多数)
議 長	挙手多数であります。 よって、本件は、許可することに決定をいたしました。 続きまして、番号 3 について事務局の説明をお願いいたします。
事務局長 補佐	それでは、説明をいたします。 番号 3。 土地の所在、大字●●字●●、地番▲▲番▲、地目は登記簿、現況ともに田、面積は 198 m²。 譲受人は、●●▲▲番地▲、●●さん。 譲渡人は、●●▲▲番地▲、●●さん。 権利の種類は、所有権の移転です。 理由としまして、譲受人は、今まで自分が耕作してきたので譲り受けたい。譲渡人は、体調が芳しくなく管理が難しいので譲りたい。 申請地につきましては、「議案位置図等添付資料」1 ページ及び 6 ページをご覧ください。●●から北へ約 0.8km に位置する農地です。 また、7 ページには公図を添付しております。 ここで、農地法第 3 条第 2 項各号の農地の権利移動の制限に関する事項について、ご説明いたします。「農地法審査基準」1 ページをご覧ください。 第 1 号の全部効率利用要件についてですが、耕作要件、農機具の保有状況、農作業に従事する従事者数の状況からみて、農地の全てを効率的に利

用できるものと見込まれます。

第 2 号の農地所有適格法人以外の法人の規定及び第 3 号の信託要件の規定については、いずれも該当しておりません。

第 4 号の農作業従事要件ですが、農作業を行う日数から農作業に常時従事することが判断できます。

第 5 号の転貸禁止要件については、所有権移転のため、自ら耕作されるものであり、該当はいたしません。

第 6 号の地域調和要件ですが、今回の権利移動により、周辺農地の農作業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えます。

以上のことから、農地法第 3 条第 2 項各号に該当せず、許可要件の全てを満たしていると考えます。

以上です。ご審議の程、よろしくお願いをいたします。

議 長

引き続いて、当地区担当 11 番、林委員、補足説明をお願いいたします。

1 1 番

11 番、林です。

5 月 1 日、大野会長、事務局の方と私で現地の確認をしてまいりました。

推進委員の大村さんは、当日は所用のため欠席され、別の日に確認をされたそうです。

申請地は、従前から譲受人の●●さんが耕作をされている所で、今までも適切に管理をされておられるので、何ら問題はないと思われます。

皆様の慎重審議のほど、よろしくお願いをいたします。

議 長

事務局、担当委員の説明、意見は以上でございます。

本件について、質問、ご意見のある方は、ご発言をお願いいたします。

(質問、意見なし)

議 長

質問、ご意見もないようですので、採決をいたします。

本件を許可することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(挙手多数)

議 長

挙手多数であります。

よって、本件は、許可することに決定をいたしました。

続きまして、議案第 2 号、農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について、を議題といたします。

事務局の説明を、お願いいたします。

事務局長
補佐

それでは、説明に入ります。2 ページをご覧ください。

議案第 2 号、農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について。

農地法第 4 条第 1 項の規定により、下記農地の申請があったので審議を求める。

令和 7 年 5 月 15 日提出、長門市農業委員会会長、大野耕作。

番号 1。

土地の所在、大字●●字●●、地番▲▲番▲、地目については登記簿、現況ともに田、面積は 963 m²。

申請人は、●●▲▲番地、●●さん。

転用の目的は、集合住宅です。

理由としまして、申請地周辺は住環境に恵まれた地域で集合住宅を求める要望が多くあるため、一般労働者用集合住宅を建設することとした。

申請地につきましては、「議案位置図等添付資料」1 ページ及び 8 ページをご覧ください。●●から南西へ約 1km に位置する農地です。

また、9 ページには公図、10 ページから 12 ページには土地利用計画図等を添付しております。

ここで、「農地法審査基準」4 ページをご覧ください。

申請地は、農用地区域内にある農地で、現在除外の申請中です。

除外後は、おおむね 10ha 以上の規模の一団の農地の区域内にある農地となり、第 1 種農地に該当します。原則として転用は認められませんが、ここで右列、許可方針下側をご覧ください。

(3) エ、本件は住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものに該当し、農地法施行規則第 33 条第 4 号の規定により、転用許可可能であると考えます。

次に、一般基準ですが、「農地法審査基準」11 ページから 12 ページをご覧ください。

なお、判断を必要としない許可基準については、説明を省略させていただきます。

(1) 農地転用の確実性です。まず、アの「資力及び信用」についてですが、全額融資での対応ということで、融資申込書の写しの提出があり、確実であると考えます。ウの「遅滞なく申請の目的に供する見込み」については、許可後から 2 箇年以内に完了することになっており、確実であると考えます。

キの「計画面積の妥当性」については、事業計画書、土地利用計画図から適当であると考えます。

次に (2) 被害防除措置の妥当性についてですが、被害防除計画書の内容から判断し、土砂の流出又は崩壊等の発生のおそれはなく、雨水について

は、溜枡を介して道路側溝に放流し、汚水については公共下水道に放流するため、特に問題はないと考えます。

最後に（３）農業上の効率的かつ総合的な利用の確保ですが、今回の転用により地域の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障が生ずるおそれはないと考えます。

以上のことから、この案件につきましては、農地法第４条第６項各号に該当しないため許可要件の全てを満たしていると考えます。

以上です。ご審議の程、よろしくお願いをいたします。

議 長 引き続いて、当地区担当 10 番、高林委員、補足説明をお願いいたします。

10 番 10 番、担当の高林です。

5 月 1 日の現地確認は、私は所用で欠席しましたが、後日確認をいたしました。

この議案は、2 月の総会で農振除外の申請をされた農地で、集合住宅を建てる予定ということで何も問題はないと思われま。

皆様方のご審議を、よろしくお願いをいたします。

議 長 事務局、担当委員の説明、意見は以上でございます。
本件について、質問、ご意見のある方は、ご発言をお願いいたします。

（質問、意見なし）

議 長 質問、ご意見もないようですので、採決をいたします。
本件を許可することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

（挙手多数）

議 長 挙手多数であります。
よって、本件は山口県農業会議に意見を求め、適当と認めるとの回答の後、許可することに決定をいたします。

続きまして、議案第 3 号、農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について、を議題といたします。

事務局の説明を、お願いいたします。

事務局長 補佐 それでは、説明に入ります。3 ページをご覧ください。
議案第 3 号、農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について。
農地法第 5 条第 1 項の規定により、下記農地の申請があったので審議を

求める。

令和 7 年 5 月 15 日提出、長門市農業委員会会長、大野耕作。

番号 1。

土地の所在、大字●●字●●、地番▲▲番▲、地目については登記簿、現況ともに田、面積は 332 m²。

借受人は、●●市●●▲▲番地、●●▲棟▲▲、●●さん。

貸付人は、●●▲▲番地、●●さん。

権利の種類は、使用貸借による権利の設定です。

転用の目的は、自己用住宅です。

理由としまして、借受人は、現在借家住まいであるが、夫が職業上緊急呼び出しや単身赴任での転勤の可能性も高いため、自身の職場にも通勤の便が良い実家の土地に家を建てることとした。貸付人は、娘の要望に応じることとした。

申請地につきましては、「議案位置図等添付資料」1 ページ及び 13 ページをご覧ください。●●から西南西へ約 1.3km に位置する農地です。

また、14 ページには公図、15 ページから 16 ページには土地利用計画図等を添付しております。

ここで、「農地法審査基準」4 ページ中段をご覧ください。

申請地は、おおむね 10ha 以上の規模の一団の農地の区域内にある農地で、第 1 種農地に該当します。原則として転用は認められませんが、ここで右列、許可方針下側をご覧ください。(3) エ、本件は住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものに該当し、農地法施行規則第 33 条第 4 号の規定により、転用許可可能であると考えます。

次に、一般基準ですが、「農地法審査基準」11 ページから 12 ページをご覧ください。

なお、判断を必要としない許可基準については、説明を省略させていただきます。

(1) 農地転用の確実性です。まずアの「資力及び信用」についてですが、全額融資での対応ということで、融資申込書の写しの提出があり、確実であると考えます。ウの「遅滞なく申請の目的に供する見込み」については、許可後から令和 7 年 7 月までに完了することになっており、確実であると考えます。キの「計画面積の妥当性」については、事業計画書、土地利用計画図から適当であると考えます。

次に (2) 被害防除措置の妥当性についてですが、被害防除計画書の内容から判断し、土砂の流出又は崩壊等の発生のおそれはなく、雨水については、自然流下及び地下浸透によって処理し、污水については公共下水道に放流するため、特に問題はないと考えます。

最後に（３）農業上の効率的かつ総合的な利用の確保ですが、今回の転用により地域の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障が生ずるおそれはないと考えます。

以上のことから、この案件につきましては、農地法第５条第２項各号に該当しないため許可要件の全てを満たしていると考えます。

以上です。ご審議の程、よろしくお願いをいたします。

議 長

引き続いて、当地区担当 15 番、大田委員、補足説明をお願いいたします。

15 番

15 番、大田です。

５月１日、大野会長、宮本推進委員さん、事務局と私で現地調査に行ってまいりました。

現地は、●●バイパス沿いの●●の裏手にあり、周辺には住宅が多いので、何も問題はないと思われます。

皆様のご審議のほど、よろしくお願いをいたします。

議 長

事務局、担当委員の説明、意見は以上でございます。

本件について、質問、ご意見のある方はご発言をお願いいたします。

（質問、意見なし）

議 長

質問、ご意見もないようでございますので、採決をいたします。

本件を許可することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

（挙手多数）

議 長

挙手多数であります。

よって、本件は山口県農業会議に意見を求め、適当と認めるとの回答の後、許可することに決定をいたします。

続きまして、議案第４号、「農用地利用集積等促進計画の策定について」を議題といたします。

事務局の説明を、お願いいたします。

事務局長
補佐

それでは、説明をいたします。４ページをご覧ください。

議案第４号、農用地利用集積等促進計画の策定について。

農地中間管理事業の推進に関する法律第１９条第３項の規定により、農用地利用集積等促進計画を策定することについて、意見を求める。

令和７年５月１５日提出、長門市農業委員会会長、大野耕作。

令和7年6月1日の公告となります。

従来の通常の利用権設定に相当する一括方式と、従前からの二段階方式による中間管理事業に係る利用権設定の2つとなっております。

まず、一括方式による利用権設定です。

賃貸借ですが、長門地区が、1件1筆の1,105㎡。油谷地区が、1件4筆の10,226㎡。

計が、2件5筆の11,331㎡となります。

使用貸借については、三隅地区が、2件4筆の5,321㎡。長門地区が、1件1筆の1,595㎡。油谷地区が、1件1筆の604㎡。

計が、4件6筆の7,520㎡。

合算しますと、三隅地区が、2件4筆の5,321㎡。長門地区が、2件2筆の2,700㎡。油谷地区が、2件5筆の10,830㎡。

合計で、6件11筆の18,851㎡となります。

詳細につきましては、5ページから6ページをご覧ください。

次に、7ページからの二段階方式による利用権設定です。

賃貸借ですが、長門地区が、1件1筆の1,340㎡。日置地区が、3件16筆の22,934㎡。

合算すると、4件17筆の24,274㎡となります。

詳細につきましては、8ページから9ページをご覧ください。

機構法第18条第5項に定めてあります、計画の内容が基本方針等に適合すること、農用地の全てを効率的に利用して耕作すること、耕作に必要な農作業に常時従事すること等の計画要件を満たしていると考えます。

以上です。ご審議の程、よろしくお願いをいたします。

議 長

議案に示された地区を担当する委員の方から、補足説明、ご意見等、また、議案全体について質問、ご意見等ございましたら、挙手の上発言をお願いいたします。

(補足説明、意見、質問なし)

議 長

質問、ご意見もないようでございますので、採決をいたします。
本件に同意することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(挙手多数)

議 長

挙手多数であります。
よって、本件は、同意することに決定をいたしました。
議事については、以上となります。

事務局長

引き続きまして、報告事項に入ります。
報告事項 1 について、事務局の説明をお願いいたします。

それでは、説明に入ります。10 ページをご覧くださいと思います。
報告事項 1、土地現況証明報告でございます。
番号 1。

土地の所在、大字●●字●●、地番▲▲番▲、登記地目は田、面積は 176 m²。

申請者は、●●市●●区●●▲丁目▲番▲号、●●さんです。

令和 7 年 5 月 1 日に、会長、木村委員及び事務局とで現地を確認しました。

現地は宅地化しており、農地としての再生利用が困難な状況であったことから、同日付けで非農地として証明しております。

ほか 1 件の、現況証明をしております。

報告事項 1 につきましては、以上でございます。

議 長

ただ今、事務局より報告事項 1 について説明がございましたが、よろしいでしょうか。

(質問、意見なし)

議 長

続きまして、報告事項 2 の説明をお願いいたします。

事務局長

それでは、説明をいたします。11 ページをご覧ください。
報告事項 2、農地法第 18 条第 6 項の規定による通知を受理したもの。
通常の利用権設定に係る合意解約でございます。

番号 1。

通知者ですが、貸付人は、●●▲▲番地、●●さん。

借受人は、●●▲▲番地、●●相続人、●●さん。

土地の所在は、大字●●字●●、▲▲番、地目は田、面積は 187 m²、ほか 2 筆。

令和 7 年 4 月 1 日に、合意解約をしております。

ほか 3 件の合意解約となります。

続きまして、12 ページをご覧くださいと思います。

農地中間管理事業に係る合意解約でございます。

番号 1。

通知者ですが、貸付人は、●●▲▲番地、●●さん。

借受人は、●●市●●▲丁目▲番▲号、公益財団法人●●。

転借人は、●●▲▲番地、農事組合法人●●。

土地の所在は、大字●●字●●▲▲番、地目は田、面積は 1,471 m²、ほか 2 筆。

令和 7 年 4 月 1 日に合意解約をしております。

報告事項 2 につきましては、以上となります。

議 長

ただ今、事務局より報告事項 2 についての説明がございましたが、よろしいでしょうか。

(質問、意見なし)

議 長

続きまして、報告事項 3 の説明をお願いいたします。

事務局長

それでは、説明をいたします。13 ページをご覧くださいと思います。
報告事項 3、土地造成届出受理報告についてでございます。
番号 1。

届出の内容は、隣接する田の肥土を盛土し、花卉を栽培する畑地とするものとなっております。

令和 7 年 5 月 1 日に受理しております。

報告事項 3 については、以上でございます。

議 長

ただ今、事務局より報告事項 3 について説明がございましたが、よろしいでしょうか。

(質問、意見なし)

議 長

報告事項は、以上となります。

続きまして、事務連絡等がありましたらお願いをいたします。

事務局長
補佐

それでは、事務連絡をいたします。

次回の農業委員会定例総会ですが、令和 7 年 6 月 16 日、月曜日、9 時 30 分から、長門市役所本庁 4 階会議室で開催いたします。

なお、現地調査につきましては、6 月 5 日、木曜日を予定しております。
該当する委員の皆様には、後日、事務局から集合時間等を連絡いたしますので、ご立会をよろしくお願いいたします。

事務連絡は、以上となります。

議 長

それでは、以上をもちまして、本日の総会を終了いたします。

お疲れでございました。

終了時間 午前 10 時 2 分

会議の経過を記録して、その相違ないことを証するためここに記名する。

令和7年5月15日

長門市農業委員会会長 大 野 耕 作

議事録署名委員 山 近 洋 祐

議事録署名委員 高 林 司